

〔論 文〕

FTA 履行による輸出入と直接投資の動向分析

李 兌 賢

はじめに

国際通商環境ではグローバル生産ネットワークの拡大に伴い、輸出入のためのシステムから貿易と投資及びサービスが有機的に接続されたシステムに進化してきた。しかし、このような国際通商環境の変化がWTO (World Trade Organization : 世界貿易機関) 体制では十分に反映されないため¹⁾、多数の自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement, 以下 FTA) が締結されてきた。FTA とは、一般に特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定である。世界の FTA 件数を完全に把握することは困難であるが、WTO 及び日本貿易振興機構によると、1990 年以前に発効された FTA は世界全体でわずか 16 件であったが、90 年代の 10 年間に 50 件に増加し、2000 年代に入ると貿易自由化の手段として FTA 締結が加速し、2000 年以降 200 件を超える FTA が発効して、現在も多くの FTA が交渉中あるいは発効を待っている状況であり、今後 FTA はさらに増加することが予想されている²⁾。

世界の FTA ネットワークが拡大する中、長い間 WTO の多国間貿易体制に軸を置いてきた韓国は 2003 年に「FTA 推進ロードマップ」を策定し「同時多発的」に FTA 網を拡大している。その結果、チリ (2004 年)、シンガポール (2006 年)、EFTA (2006 年)、ASEAN (2007 年)、インド (2010 年)、EU (2011 年)、ペルー (2011 年)、米国 (2012 年)、トルコ (2013 年)、濠州 (2014 年)、カナダ (2015 年)、ニュージーランド (2015 年)、中国 (2016 年)、ベトナム (2016 年)、コロンビア (2016 年) との FTA を発効している。それに伴い、FTA カバー率 (FTA が発効している国との輸出入額が輸出入総額に占める割合) は 2015 年基準で 67.3% を達している。

FTA の発効により、韓国に新たな工場を設立し、韓国から FTA の相手国の市場に財を輸出することで関税の支払いが不要となるため、韓国企業の投資及び外国企業の韓国での新規工場の設立が活発化している³⁾。そして、このような韓国の動向は WTO 体制や東アジアの経済連携を考える時に、無視できないものとなっている。

米国と EU の環大西洋貿易投資連携協定 (TTIP : Transatlantic Trade and Investment Partnership, 以下 TTIP) の交渉開始や、高度で包括的な FTA を目指す環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP : Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, 以下 TPP) 等、通商政策を取り巻く環境の変化を受けて、これまでの枠を超えた 21 世紀型の貿易ルールが求められている。TTIP や TPP が国際通商環境の変化の基礎となっている中、韓 EU FTA や韓米 FTA が巨大 FTA 協定 (TTIP・TPP) の行方を占うとして注目を集めている。

本稿では、目下の所、公表されたデータは十分とは言えないが、利用可能なデータをもとに、韓米 FTA の貿易と投資の動向を分析する。なお、本稿の構成は以下の通りである。I では、韓米 FTA の意義と交渉の経緯について概観する。II では、韓米 FTA の締結後の韓国と米国の貿易動向について分析す

る。Ⅲでは、韓米FTA 発効以降の輸出入品目の動向について検討する。Ⅳでは、韓米FTA 発効以降の直接投資の動向について考察する。おわりに、韓米FTA の評価と課題についてまとめる。

I 韓米FTAの概観

1. 韓米FTAの意義

韓米FTAは韓国が巨大経済圏と実質的に自由貿易を開始したという点で意義があるだけでなく、サービス、投資等の分野で国内制度を国際基準に適合するように改訂するきっかけになったという点で意義がある。米国とのFTAは、韓国が今まで結んできた他の国とのFTAと比べて非常に貿易の規模が大きく、FTAによるメリットが最も大きいと考えられるため韓国にとって特別なものである。韓国のFTAは米国とのFTAを競合相手国に先駆けて締結するまでは、国際貿易で注目されることは少なかった。韓米FTAが世界の政治・経済において指導的立場を占める米国を相手にした本格的FTAであることから、同FTAの妥結を契機にして、韓国の対外経済政策の中でのFTAの重要性が飛躍的に高まった。韓国の対外経済政策研究院を含む10カ所のFTA研究機関の共同分析では、韓米FTAの発効により、韓国の長期的な実質GDPは年平均で5.7%増加し、雇用面では長期的に35万人増加し、韓米FTA発効後15年間で、対米貿易収支は年平均1.4億ドルでの黒字が継続すると見込まれている。また、消費者の厚生水準も、関税撤廃による価格の低下と消費者の選択幅の拡大により、短期の5.3億ドルから長期の321.9億ドルに増加すると予測している⁴⁾。

2. 交渉の経緯

2003年の「FTA推進ロードマップ」の発表時点では、韓国にとって米国は中長期的な交渉相手であり、実現可能性も高いとはみられていなかった。また、交渉に入るためには自動車、薬価算定方式、牛肉と映画の4部門での規制や輸入制限において、米国からの要求に対応する必要もあった。このため、当初韓国は韓米FTAに対して慎重な姿勢をとっていたが、2005年後半には両国の同盟関係の強化という目的もあり、韓国側が態度を変え上記4部門への対応を行った。2006年6月の第1回交渉後、8回の政府間交渉を経て、2007年4月2日に合意し、6月30日に署名を行った。2007年の合意には、財貿易だけでなく、投資や法律と会計に関連したサービスの段階的開放や放送サービスの部分的開放等、幅広い分野での高度な自由化が含まれていた。しかし、両国での批准は難航した。米国では2007年の妥結直後から、米国の自動車業界や畜産農業からの要求もあり、追加交渉を求める声が強かった。特に問題になったのは韓国による牛肉輸入の再開と、自動車の貿易(自動車排出ガス基準をめぐる韓国側の対応)であったが、牛肉輸入の再開は2008年6月に実現した。続けて2010年11月からの追加交渉により、自動車分野で米国の関税撤廃までの期間延長、米国による自動車の緊急輸入制限(セーフガード)⁵⁾の容認等が合意内容に追加された。その他、米国産豚肉に対する関税撤廃までの期間を延長する等の合意も盛り込まれて妥結に至った⁶⁾。しかし、韓国において米国産牛肉の輸入再開に関連して大規模な蠟燭デモが展開されたことや、米国議会において韓米FTA批准に消極的な民主党が躍進したこと等により、両国の批准への動きは停滞していた。また、農業等被害を受けると予想された産業では韓米FTA反対論も根強かったが、韓国政府はFTA締結の流れが世界の趨勢であり、これに出遅れることは自国の地位を低下させかねないという強い危機感を持っていた。韓国政府は、農業等の被害を受ける産業に対しては十分な支援策を検討することで、反対論を封じ込めた。2010年12月3日、両国が追加交渉で妥結し、批准への道が開かれ、ようやく2012年3月15日に韓米FTAは発効した⁷⁾。

表 1 韓米 FTA 交渉の経過

2003.8	FTA 推進ロードマップ作成 中長期的課題としてアメリカ等巨大経済圏との FTA 推進を上程
2004.5	米通商代表部次席代表、韓米 FTA 締結に対する関心を表明 以後、在韓米大使等関係者が数回にわたって関心を表明
2004.11	韓米通商長官会議（チリ、APEC 会議）で、FTA 推進の可能性の点検のための事前実務会議の開催に合意
2005.2.3	韓米 FTA 事前実務点検会議第 1 次会議開催（ソウル） FTA 推進手続き及び経済的妥当性を論議
2005.3.28～29	韓米 FTA 事前実務点検会議第 2 次会議開催（ワシントン） 商品分野市場アクセス、農業、繊維、原産地規定、知的財産権、政府調達、貿易救済等 FTA 協定文の分野別での主要内容及び政策関連を論議
2005.4.28～29	韓米 FTA 事前実務点検会議第 3 次会議開催（ワシントン） サービス、金融サービス、投資、通信、電子商取引、労働、環境、競争、透明性等 FTA 協定文の分野別での主要内容を論議
以後 6 回の通商長官会議開催を通じて韓米 FTA 開始の可能性を模索	
2005.5.2	韓米通商長官会議（パリ、OECD 官僚理事会）
2005.6.3	韓米通商長官会議（済州、APEC 会議）
2005.9.20	韓米通商長官会議（ワシントン）
2005.10.11	韓米通商長官会議（ジュネーブ）
2005.11.16	韓米通商長官会議（釜山、APEC 会議）
2006.1.31	韓米通商部長 ポートマン米通商代表面談（ワシントン）
2005 年 7 月及び 9 月、通商交渉部長が訪米、主要上下院議員、政府関係者、業界関係者、オピニオンリーダーたちに対する説得作業を行う	
2005.7.24～28	韓国通商本部長訪米、主要上下院議員及び業界に対する説得
2005.9.19～21	韓国通商本部長訪米、主要政府関係者と面談
2005 年 9 月米政府、韓国等 4 カ国を FTA 優先交渉対象国に選定 政府内部会議、外部専門家への諮問、アンケート調査等による検討 専門家研究：政府委託研究の他、10 余回にわたる国内専門家研究及びセミナー、公聴会を行う アンケート調査：韓米 FTA についての世論調査の結果、回答対象の大部分が賛成 2004 年 11 月、全経連（87% 賛成）、12 月、貿易協会（75% 賛成）、及び、韓国ギャラップ（80% 賛成） 2006 年 2 月、中小企業連合中央会（80% 賛成）	
2006.2.2	韓米 FTA 第 1 回公聴会開催 対外経済長官会議の報告及び決定
2006.2.3	韓米 FTA 交渉開始を発表（ワシントン米上院議事堂） 韓国通商本部長 - 米通商代表共同記者会見
2006.3.6 2006.4.17～18	韓米 FTA 第 1 次非公式事前準備協議開催 韓米 FTA 第 2 次非公式事前準備協議開催
2006.6.5～9 2006.6.27 2006.7.10～14 2006.9.6～9 2006.10.23～27 2006.12.4～8 2007.1.15～19 2007.2.11～14 2007.2.26 2007.3.8～12	韓米 FTA 第 1 次公式交渉開催（ワシントン） 韓米 FTA 第 2 次公聴会開催 韓米 FTA 第 2 次公式交渉開催（ソウル） 韓米 FTA 第 3 次公式交渉開催（シアトル） 韓米 FTA 第 4 次公式交渉開催（済州） 韓米 FTA 第 5 次公式交渉開催（モンタナ） 韓米 FTA 第 6 次公式交渉開催（ソウル） 韓米 FTA 第 7 次公式交渉開催（ワシントン） 韓米通商代表会談 韓米 FTA 第 8 次公式交渉開催（ソウル）
2007.3.19～22 2007.3.26～4.2 2007.3.3～29 2007.4.2	韓米 FTA 高位級交渉開催（ワシントン） 韓米 FTA 通商長官会議開催（ソウル） 韓国と米国の大統領の電話会談 韓米 FTA 交渉妥結
2007.6.21～26 2007.6.30	米新通商政策と関連した追加協議 署名
2007.9.7 2008.10.8 2009.4.22	批准案を国会提出 （2008 年 5 月、第 17 代国会での審議未了により廃案） 批准案を国会に再度提出 批准案、国会外交通商統一委員会を通過
2010.11.30～12.3	再協商妥結
2011.10.12	米上下院本会議履行法案通過
2011.10.21	米大統領履行案署名
2011.11.22	韓米 FTA 批准同意案の国会通過
2011.11.29	大統領、韓米 FTA 履行法案署名
2012.3.15	韓米 FTA 発効

出所）外交通商部自由貿易協定 http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/kor_usa より作成。

表2 本交渉（2007年4月）の主要内容

工業製品分野	韓米両国は大部分の品目に対して5年以内に関税撤廃。 韓国⇒3年以内94%、5年以内96.1%。 米国⇒3年以内92%、5年以内94.9%。
農水産物分野	センシティブ品目については多様な例外を確保。 譲許除外品目⇒米。 季節関税の導入⇒ブドウ、ジャガイモ等。農産物セーフガード適用⇒豚肉、唐辛子、ニンニク等30品。リンゴ、ナシ、牛肉、唐辛子、ネギ、人参、麦、ミカン等のセンシティブ品目は15年以上の関税存続期間を確保。国内影響が少ない、既に需要量のほとんどを輸入に依存している品目を中心に関税を即時または短期撤廃。
サービス・投資分野	選択分野を段階的に開放して競争力を高めることができるきっかけを用意。 教育・医療・社会サービス等の公共性の強いサービス分野については、規制権限を包括に留保。 国内専門職（法務・会計等）は段階的な解放。 著作権保護期間50年から70年に延期。 放送チャンネル使用事業（PP: Program Provider）の海外直接投資の制限（49%）は維持する反面、間接投資制限（49%）は撤廃。 通信事業者に対する海外直接投資の制限は、現行水準（49%）を維持しながら、国内に設立され法人による間接投資は100%まで許可（協定発効後2年以内）。 金融サービスは、非対面方式による保険仲介手数料の国境間取引の許可等、制限的に一部の市場を開放（金融消費者保護・金融システムの安定のために必要な健全性措置は、いつでも実施が可能なように、セーフカード制度の指定）。

出所) 外交通商部自由貿易協定 http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/kor_usa より作成。

表3 追加交渉（2010年12月）の主要内容

品目		対象国	既存交渉	追加交渉
自動車	乗用車	米国	関税2.5% 3000cc以下、即時撤廃 3000cc超、3年以内撤廃	発効後4年以降関税撤廃
		韓国	関税8%即時撤廃	発効即時4%に引き下げ
	ピックアップ	米国	関税25%、10年撤廃	10年撤廃維持。但し、発効8年目から均等撤廃
	セーフガード	米国 韓国		韓EU FTAのセーフガード(6つの要素)導入
冷凍豚肉		韓国	関税25%均等撤廃(2004.1.1)	徐々に引き下げて、2016年1月1日に関税撤廃
医薬品市販許可・特許		韓国	18カ月間履行義務猶予	36カ月間履行義務猶予

出所) 外交通商部自由貿易協定 http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/kor_usa より作成。

II 韓国と米国の貿易動向

1. 韓国と米国の主要貿易の現況

米国は世界GDPの24%（2016年IMF資料基準）を占める世界最大の市場であり、韓国の3位の貿易相手国である。韓国の対米輸出は金融危機以降着実に増加し、2010年以降やや減少したが、2013年基準で約622億ドルを記録し、同期間対世界輸出増加率である0.8%より高い数値を記録した⁸⁾。年度別の対米輸出増加率が2012年には3.9%で停滞したが、2013年には5.7%を記録、2013年には米国の全輸入規模の減少にもかかわらず、韓国は競争国より高い輸出増加率を記録し、輸入市場でシェアを拡大した。他方、韓国の対米輸入は2011年に446億ドルから2013年以降も減少している⁹⁾。これにより対米貿易収支の黒

表 4 韓米の貿易動向

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	5年間 (年平均)
輸出	376.5	498.2	562.1	585.2	620.5	702.8	698.3	664.6	3.4
増加率	-18.8	32.3	12.8	4.1	6.0	13.3	-0.6	-4.8	
輸入	290.4	404.0	445.7	433.4	415.1	452.8	440.2	432.2	-0.6
増加率	-24.3	39.1	10.3	-2.8	-4.2	9.1	-2.8	-1.8	
貿易	666.9	902.2	1,007.8	1,018.7	1,035.6	1,155.7	1,138.6	1,096.8	1.7
増加率	-21.3	35.3	11.7	1.1	1.7	11.6	-1.5	-3.7	
対世界貿易	6,866.2	8,916.0	10,796.3	10,674.5	10,752.2	10,981.8	9,632.6	9,016.2	-3.5
増加率	-19.9	29.9	21.1	-1.1	0.7	2.1	-12.3	-6.4	
世界貿易	114,230	138,630	164,199	164,430	169,220	170,850	152,010	148,050	-2.0
増加率	-21.5	21.4	18.4	0.2	2.9	1.0	-11.0	-2.6	

注) 対世界貿易：韓国、世界貿易は主要国 71 カ国の対世界の輸出を基準。
出所) 韓国貿易協会, WTO。

字は継続して増加する傾向にあり、2013年には205億ドルの黒字を記録した¹⁰⁾。具体的な内訳では、対米輸出は、自動車、IT、石油製品、鉄鋼、機械等主に工業製品であり、輸入は半導体と半導体製造用装置、精密化学原料等一部の最先端の製品と、穀物類、畜産品、飼料等で構成されている。2012年以降、無線通信機器、半導体等一部IT製品と機械を除いて、大半の工業製品の輸入は大幅に減少している¹¹⁾。

韓米FTA発効以降、5年間、世界貿易は年平均2.0%減少し、韓国の対世界貿易は3.5%減少した。しかし、韓国の対米貿易は年平均1.7%ずつ増加し、2016年(発効5年目)、韓国の対米貿易額は前年比3.7%増加の1,096.8億ドルで、輸出(-4.8%)と輸入(-1.8%)がすべて減少したが、韓国の対世界貿易(-6.4%)に比べ減少率は少ない(表4)。韓米FTA発効以降、世界貿易の不振等厳しい対外環境の中でも、韓米両国の貿易(物品)は増加傾向をみせている。

韓国の主要国との輸出動向を各国別に検討してみると、韓国の対米輸出は、5年間年平均3.4%増加し、他主要国との輸出に比べ比較的に良い成果をみせている。過去5年間の対米輸出増加率は、先進経済圏であるEU、日本を含め、中国、ASEAN等、主要新興市場への輸出増加率を上回っている。なお、対米輸出が減少した2015年以降も、対世界輸出減少率に比べて低い減少率をみせている(表5)。

一方、韓国の対米輸入は、年平均0.6%減少し、韓国の対世界輸入も年平均5.0%減少しているのに対しては相対的に低い減少率をみせている。韓国の対米輸入は、韓米FTA発効以降2014年を除いてはすべて減少(前年同期比に比べ)したが、主な輸入相手先であるASEAN、日本からの輸入と比較してみると、比較的低い減少率を示している(表6)。

なお、韓国側の全体的な貿易収支を分析してみると、発効以降5年間の貿易黒字は116.1億ドルである。韓米FTA、発効3年目からは増加率が減少し、2016年には前年比25.6億ドル減少の232.5億ドルを記録している(表7)。減少の原因としては、輸出の割合が最も高い乗用車の輸出が、海外生産の影響で黒字が大きく減少したことに起因する。

韓国の対米輸出入の変化を要因別に分析した結果、韓米FTA発効により対米輸出は18.18%、対米輸入は14.80%増加したと推定されている。この点、まず、韓米FTAの発効1年目の対米輸出を、発効前の同期実績と単純に比較すると12.16%増加したが、要因別に分析した結果、韓米FTAによる輸出の増加は18.18%と分析された。これは、韓米FTAが発効されなかったと仮定する場合、韓国の対米輸出は6.02%、大幅に減少したことを意味する。韓米FTAの関税効果は0.00%、関税以外の効果は18.18%で、発効2年

表 5 韓国の主要国の輸出動向

	2011年 (発効前)	2012年 (1年目)	2013年 (2年目)	2014年 (3年目)	2015年 (4年目)	2016年 (5年目)	5年間 年平均
	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率
米国	12.8	4.1	6.0	13.3	-0.6	-4.8	3.4
EU	4.1	-11.4	-1.0	5.7	-6.9	-3.0	-3.5
日本	40.8	-2.2	-10.0	-7.2	-20.5	-4.8	-9.3
中国	14.8	0.1	8.6	-0.4	-5.6	-9.3	-1.5
ASEAN	35.5	10.2	3.6	3.1	-11.5	-0.4	0.7
世界	19.0	-1.3	2.1	2.3	-8.0	-5.9	-2.3

注) 単位：％，増加率は前年同期比。

出所) 韓国貿易協会，World Trade Atlas。

表 6 韓国の主要国の輸入動向

	2011年 (発効前)	2012年 (1年目)	2013年 (2年目)	2014年 (3年目)	2015年 (4年目)	2016年 (5年目)	5年間 年平均
	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率
米国	10.3	-2.8	-4.2	9.1	-2.8	-1.8	-0.6
EU	22.5	6.2	11.6	11.0	-8.3	-9.3	1.8
日本	6.3	-5.8	-6.7	-10.4	-14.7	3.5	-7.0
中国	20.8	-6.5	2.8	8.5	0.2	-3.6	0.1
ASEAN	20.5	-2.2	2.6	0.1	-15.7	-1.6	-3.6
世界	23.3	-0.9	-0.8	1.9	-16.9	-6.9	-5.0

注) 単位：％，増加率は前年同期比。

出所) 韓国貿易協会，World Trade Atlas。

表 7 韓国の対米貿易収支の動向

	2011年 発効前	2012年 発効1年目	2013年 発効2年目	2014年 発効3年目	2015年 発効4年目	2016年 発効5年目	5年間 増減額
貿易収支	116.4	151.8	205.4	250.0	258.1	232.5	116.1
増減額	22.3	35.4	53.6	44.6	8.1	-25.6	

注) 単位：億ドル，5年間増減額は2016年-2011年。

出所) 韓国貿易協会。

目までの関税撤廃による効果はわずかであるが，非関税障壁の緩和や制度の改善，輸出市場の先行した獲得のための積極的なマーケティング等，全般的な貿易環境の改善による輸出拡大効果が非常に大きいとみなせる。産業別の分析によると，関税削減の効果は電子で24.43%，自動車と部品で205.37%と推定された。なお，関税以外の効果は，化学，金属，その他の機械等において効果が現れた。

他方，韓米FTA発効以降，対米輸入は5.51%減少したが，韓米FTAの効果は14.80%で，事実上韓米FTAの発効により輸入は増加したと判断される。すなわち，韓米FTAが発効されなかった場合，対米輸入は現在よりも大幅に減少したことを意味する。産業別の分析によると，自動車と部品で最も高く，164.85%であるが，その他の主な項目では，電子部門で35.12%，繊維で11.74%，その他の製造業で18.41%となった(表8)。

表8 韓国の対米輸出入の変化

産業		韓国の対米輸出				韓国の対米輸入		
		総増減率	為替効果	韓米FTAの効果		総増減率	為替効果	韓米FTA効果
				関税以外効果	関税効果			
農林水産鋼業		Δ 14.56	—	—	Δ 1.46	Δ 50.65	—	—
製造業	繊維	5.10	0.00	—	0.00	Δ 14.94	—	11.74
	化学	9.44	0.00	94.25	—	6.32	0.00	—
	金属	39.37	—	57.30	0.00	8.95	—	27
	その他の機械	21.61	—	47.26	—	Δ 1.46	—	—
	電子	Δ 23.40	—	—	24.43	12.11	—	35.12
	自動車と部品	45.71	0.00	—	205.37	51.24	—	164.85
	その他の製造業	4.48	0.00	—	0.00	Δ 9.29	—	18.41
全体		12.16	0.00	18.18	0.00	Δ 5.51	0.00	14.80

注) 単位は%、「—」は統計的に有意ではない場合を意味する。0.00は統計的には有意であるけれども、その効果が微々たるものであることを意味する。

出所) 対外経済政策研究院。

Ⅲ 韓米FTAの輸出入品目の動向

1. 韓米FTA発効以降の輸出成果分析

韓米FTA発効以降、対米輸出は景気回復に伴う米国の輸入拡大等で、4年目までは増加を続けたが、5年目になる2016年には前年比2.6%減少の699.3億ドルを記録した。

韓米FTAにおいては、対象品目別に関税の引き下げあるいは撤廃された品目をFTA恩恵品目、FTA発効以前から関税がない、あるいは一定の期間、関税が猶予された品目をFTA非恩恵品目に分類しているが、2016年にFTA恩恵品目の輸出は前年比6.0%減少したが、乗用車の関税が撤廃されること（韓米FTAによって米国の対韓乗用車の輸入に対する米国側の関税率2.5%が、発効後4年目まで維持された後、5年目から撤廃）により、総輸出の内54.6%に増加している（表9）。

韓米FTAの発効前（2011年）と発効1年目の輸出入品目を用いて、韓米FTA発効後2年目の韓国の対米貿易品目（HSK10単位）¹²⁾の変化を分析してみると、輸出は247品目、輸入は231品目増加したが、具体的に2011年から2013年までに新たに貿易が開始及び増加した品目は、輸出の場合は、化学（152品

表9 韓米FTAの品目別対米輸出増加率（米国の対韓輸入）

	2012年 (1年目)		2013年 (2年目)		2014年 (3年目)		2015年 (4年目)		2016年 (5年目)		比率
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	
全品目	589.0	3.9	622.3	5.7	696.1	11.9	718.3	3.2	699.3	-2.6	100.0
恩恵品目	208.5	14.6	212.4	1.9	224.1	5.5	235.5	5.1	381.6	-6.0	54.6
非恩恵品目	380.4	-1.1	409.8	7.7	471.9	15.2	482.8	2.3	317.7	1.7	45.4

注) 単位：億ドル，%。韓米FTAの品目別＝恩恵品目＋非恩恵品目。

2011年（FTA発効前）の金額（全品目：566.0，恩恵品目：182.0，非恩恵品目：384.6）

出所) USITC (<http://dataweb.usitc.gov/>)。

目)、金属(105品目)、その他の機械(109品目)であり、輸入の場合は、化学(176品目)とその他機械(110品目)等である。反面、2011年から2013年までに貿易が減少した品目は、輸出の場合、化学(137品目)、金属(82品目)、その他の機械(98品目)等であり、輸入の場合、化学(127品目)と、その他の機械(74品目)等である。しかし、貿易が減少した品目より、新たに開始及び増加した品目が多く、輸出の場合では、金属(23品目)等、輸入の場合では、化学(49品目)等に多く現れた。ただし、その他の製造業の場合は多数の産業を含んでおり例外とみなした。

また、2012年から2013年までに、貿易が新たに開始された品目が、取引がなくなった品目数を上回った場合では、輸出の場合、金属(34品目)、輸入の場合、化学(37品目)である。反面、2012年から2013年までに、貿易が新たに開始された品目が、取引がなくなった品目数を下回った場合では、輸出の場合、化学(18品目)、輸入の場合、農林水産鉱業(15品目)と電子(3品目)である。なお、発効1年目には輸出入品目数が、それぞれが247品目と231品目増加して、発効2年目には各々134品目増加しているため、持続的に輸出入の品目が拡大しているとみなせる。

2. 韓米FTAにおけるFTA恩恵品目と非恩恵品目の輸出入の効果

まず、韓米FTA発効2年目の輸出入の効果を見ると、FTA恩恵品目の対米輸出は28.3%増加し(2011年の166億ドルから2013年の214億ドル)、同期間にFTA非恩恵品目の対米輸出増加率は7.9%(2011年の379億ドルから2013年の409億ドル)になっている(表10)。

なお、韓米FTAにおけるFTA恩恵品目の内自動車部品の場合、韓米FTAの発効で関税2.5%が即時撤廃されることになり、FTA関税品目を中心に自動車部品の対米輸出(米国の対韓輸入)が大幅に増加した。具体的な品目では、車体部品であるギアボックス及び運転台部品等がある。特に、一部のギアボックスとマフラー部品、ターボチャージャー等は、FTA発効以前には輸出が非常にわずかであったが、韓米FTAが発効した2012年3月を基準に対米輸出が大幅に増加している。これらの品目は、韓米FTAの発効が輸出拡大の直接的なきっかけになったと判断される。一般的に2.5%という関税率は決して高いわけではないが、現在の米国の自動車部品市場は価格競争が激しいため2.5%の関税引き下げの効果も無視できない(表11)。

表10 韓米FTA恩恵品目と非恩恵品目の対米輸出推移

区分	輸出額(百万ドル)			輸出増減率(%)			
	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	発効2年	年平均
恩恵品目	16,646 (30.53)	20,851 (35.52)	21,359 (34.33)	25.3	2.4	28.3	13.3
非恩恵品目	37,868 (69.47)	37,851 (64.46)*	40,866 (65.67)	-0.05	8.0	7.9	3.9
全体**	54,514 (100)	58,702 (100)	62,225 (100)	3.9	5.7	9.8	4.8

注) () は比重。*は2016年25%関税撤廃予定である自動車(HS8703、2013年基準の対米輸出19.3%)が含まれている。

**は2013年米国の対韓輸入額が10,000ドル以上の品目だけを対象として集計しており、実際対米輸出額との差異が含まれている。

出所) Kotra (Korea Trade-Investment Promotion Agency)、USITCの貿易データ統計資料。

表 11 自動車部品の輸出推移 (韓国の対米輸出)

HTSUS	品目	基準 関税	特惠 関税	対米輸出額 (百万ドル)			輸出増減率 (%)	
				発効 前	発効 1年	2013年	発効2年目	年平均
8708295060	車体部品	2.5	0	497	720	768	54.7	24.4
8708401110	ギアボックス	2.5	0	78	250	418	435.5	131.4
8708947550	運転台部品	2.5	0	158	187	210	33.0	15.3
8708945000	他運転台部品	2.5	0	129	189	199	53.9	24.0
8708927500	マフラー部品	2.5	0	0.365	41	84	22,914.2	1417.0
4016931050	ガスカート	2.5	0	39	55	67	72.3	31.3
8415908045	エアコン部品	1.4	0	33	57	66	97.9	40.7
8413309060	潤滑ポンプ	2.5	0	5	37	62	1,272.6	270.5
8708801600	懸濁液	2.5	0	28	36	61	119.9	48.3
8708405000	一部ギアボックス	2.5	0	0.002	95	58	2,892,600.0	16,907.9
8708106050	バンパー部品	2.5	0	24	38	49	100.1	41.5
8483101030	フランク軸	2.5	0	20	31	45	130.8	51.9
8413309030	燃料ポップ	2.5	0	24	38	45	88.4	37.3
8708509900	ドライブアクセル部品	2.5	0	4	32	43	1,095.0	245.7
8708508500	ドライブ軸部品	2.5	0	6	8	38	509.9	147.0
8544300000	配線セット	5.0	0	19	27	37	94.9	39.6
8414593000	ターボチャージャー	2.3	0	0.303	22	32	10,445.5	926.9
8413309000	燃料, 潤滑油	2.5	0	3	4	30	911.8	218.1
8708801300	濁液アブソーバー	2.5	0	3	15	19	532.9	151.6
8511300080	イグニッションコイル	2.5	0	3	11	15	349.4	112.0
8708291500	ドアアセンブリ	2.5	0	6	8	12	117.3	47.4
4009320020	ブレーキホース	2.5	0	3	8	11	233.9	82.7
8409915010	コネクティングロッド	2.5	0	1	8	11	1,118.5	249.1
8482200080	ローラベアリング	5.8	0	1	7	9	1,097.3	246.0
8708704560	フィルリム	2.5	0	2	5	8	288.5	97.1
8708106010	バンパープレス	2.5	0	2	6	6	313.7	103.4

出所) USITC Data Web の米国関税率表, 韓米FTA協定文自動車部品データ。

表 12 韓米FTA発効以降の主要国の対米輸出の増加率 (米国の輸入) の比較

	2012年(1年目)			2013年(2年目)			2014年(3年目)			2015年(4年目)			2016年(5年目)		
	恩恵	非恩恵	全体	恩恵	非恩恵	全体	恩恵	非恩恵	全体	恩恵	非恩恵	全体	恩恵	非恩恵	全体
韓国	14.6	-1.1	3.9	1.9	7.7	5.7	5.5	15.2	11.9	5.1	2.3	3.2	-6.0	1.7	-2.6
日本	15.2	12.7	13.5	-7.6	-4.2	-5.4	-1.6	-4.2	-3.3	-7.8	0.9	-2.1	3.7	-3.4	0.8
中国	6.7	6.5	6.6	4.5	2.8	3.5	5.3	6.4	6.0	4.2	2.6	3.3	-4.3	-3.7	-4.0
全世界	1.4	4.7	3.0	-2.5	1.6	-0.4	0.5	6.1	3.5	-11.9	2.1	-4.4	-4.3	-0.4	-2.3

注) 増加率は前年同期比。

出所) USITC (<http://dataweb.usitc.gov/>)。

2017年時点(5月基準)で韓国の主要対米の輸出10品目の内6品目は、前年比に比べ増加したが、4品目は減少している。対米輸出が増加した品目は、鉄鋼(173.4%)、灯油(67.6%)、集積回路・半導体(53%)、建設重機(15.8%)、冷蔵庫(0.2%)等である。対米輸出が減少した品目は、無線電話(-42.4%)、自動車部品(-14.9%)、乗用車(-5.4%)等である。また、対米輸入の主要10品目の内6品目は増加、4品目は減少しているが、増加した品目は、半導体の装置(181%)、LPG(129%)、飼料(114.8%)、航空機(45.7%)、その他の精密化学製品(20.2%)等である。なお、減少品目は、航空機部品(-22.8%)、乗用車(-6.1%)、医薬品(-5.6%)、半導体(-3.6%)等である¹³⁾。

韓米FTA発効以降5年間、韓国の対米輸出は競争国に比べて良好な成果を収めたと分析できる。韓米FTA発効1目から4年目の間、FTA恩恵品目の対米輸出は、米国の対世界輸入増加率を上回り、競争国である日本、中国に比べ比較的安定的に増加している。発効5年目になる2016年には、主要品目である乗用車の輸出が減少し、石油製品も価格下落により輸出货量・輸出額が減少し、恩恵品目の輸出の減少に影響を与えている。

前章でも述べたが、乗用車の場合、韓米FTA発効以降5年目になる2016年から米国側の関税2.5%が撤廃されたが、海外生産・販売比率の拡大、台風等の影響で前年比11.0%減少している(表12)。

IV 韓米FTA発効以降の直接投資の動向

投資協定は海外に投資した企業の投資の財産保護、規制の透明性向上により、投資を促進するためのルールを規定している。貿易におけるWTO協定のような多国間協定ではなく、二国間協定が中心になっている。そして、保護される投資に対する財産の範囲には、子会社、工場等の直接投資が含まれている¹⁴⁾。

近年締結されているFTA及びTPPにおいて直接投資に関する条文が作成され、その規定を海外企業の直接投資の保護や自由化のルールとしている。直接投資に関するルールをFTAではなく、二国間投資協定(BIT: Bilateral Investment Treaty, 以下BIT)¹⁵⁾で扱う場合もあるが、歴史的にはBITがFTAよりも先行している。FTAには直接投資に関するルールを含まないものもあるが、先進国が締結するFTAでは直接投資の内容が含まれることが多い。

韓米FTAの中にも投資に関する章(韓米FTA協定文)を設けているが、投資協定の内容及び規定される条文は、個々の協定ごとに異なるが規定される主な内容は概ね共通している。投資協定は主に「保護型」と「自由化型」の2種類に分類することができる。「保護型」とは、投資保護の対象となる協定の適用範囲を、投資後の投資家及び投資財産に限定している協定を指し、「自由化型」の協定とは、投資後のみならず、投資前の段階についても協定の適用範囲として、投資の保護に加えて協定した締結相手国の投資家による自由な投資を約束する範囲についても規定する協定を指す。このため、「自由化型」の協定の場合には、締結国がそれぞれ自由化を約束する分野を記載する表(ポジティブリスト)、または自由化業務の対象から除外する例外分野を記載する表(ネガティブリスト)が付される。

元来、投資協定は投資受入国が投資財産を国有化する等の事態が発生した場合に、投資家及び投資財産を保護することを主眼として締結されるようになったため、世界の投資協定には「保護型」の方が圧倒的に多い。しかし、グローバル経済の進展に伴い、外資の参入段階における規制等についても投資協定の中でルールを設けてほしいという先進国の産業界の要望等を背景に、米国、カナダと、メキシコが1994年に締結した「北米自由貿易協定(NAFTA)」以降、先進国を中心にして「自由化型」の投資協定を指向する国も増えてきている¹⁶⁾。そして、直接投資に関するルールとしては、市場アクセス(企業設立権)、内国民待遇、ローカル・コンテンツや雇用等の事業活動に対する要求(パフォーマンス要求)等が

含まれる場合が多い¹⁷⁾。

ここで、韓国と米国のFTAで両国の政府が合意した直接投資に関するルールについて基本的な点を概観すると、投資家及び投資財産の保護、最恵国待遇¹⁸⁾、内国民待遇¹⁹⁾、特定履行措置の要求の禁止、「国家对投資家の紛争解決手続き（ISDS：Investor-State Dispute Settlement、以下ISDS）」等について定めている。その中で、ISDSとは、投資家と国家間の紛争解決の手続きであり、投資を受け入れた国が協定に違反し、その国に投資した企業等に損失が生じた場合、企業が政府を相手に国際仲裁機関に仲裁を要請できる手続きである。

この点、韓米FTAでの直接投資に関する章の最も重要な概念は投資であり、韓米FTAにある実体法的・手続法的な待遇を提供されるためには、投資に該当しなければならない。また、韓米FTAにおいて投資の概念が広いほど、待遇を要求する投資家は多くなり、より多くの投資家が韓国を国際仲裁に付することができるようになる。したがって、投資をどのように定義し、その領域をどこまでにするかは重要な問題である。

韓米FTAではかなり広範囲な投資を認めている。韓米FTAにおいて投資の定義は「韓米FTA協定文：第11章22条」に定められているが、これには企業、企業の持ち分、企業の債権、許可権、知的財産権、請求権、その他の有形・無形財産、不動産等が含まれている。

米国は以前から韓国の主要な投資パートナーであるが、韓米FTA以降、投資規模が拡大し、投資に対する重要性も急増している。

韓米FTA発効以降、韓国の対米直接投資の動向をみると、2010年から2014年までは継続的に増加していたが、2015年から減少しており、2017年（5月）時点で前年比0.8%減少している。なお、対米輸入の場合、2012年から減少しているが、2014年には9.1%増加した。また、2015年には再び減少したが、2017年（5月）時点では22%増加している（表13）。

韓国及び米国の直接投資の統計²⁰⁾を用いて韓米FTA発効以降の短期的な効果を検討してみると、韓国への世界及び米国の直接投資は、韓米FTA発効期間中にそれぞれ285億ドルと68億ドルを記録したため、韓米FTA発効以降の誘致実績が向上したとみなせる。米国の対韓直接投資は、韓米FTA発効直後に前年同期比で70.5%増加したが、発効以降の2013年1月から12月までに4.1%、4月から12月までには43.8%減少した。しかし、FTA発効直後の投資誘致が大幅に増加することにより、発効以降全期間の投資誘致は、前年同期比で57.3%増加した。このため、米国の対韓直接投資は、世界と比較して誘致実

表 13 韓国の対米直接投資の推移

年度	対米輸出		対米輸入		貿易収支
	金額	増減率 (%)	金額	増減率 (%)	金額
2010年	49,816	32.3	40,403	39.0	9,413
2011年	56,208	12.8	44,569	10.4	11,639
2012年	58,525	4.1	43,342	-2.8	15,183
2013年	62,052	6.0	41,513	-4.2	20,540
2014年	70,285	13.3	45,284	9.1	25,002
2015年	69,832	-0.6	44,023	-2.8	25,808
2016年	66,462	-4.8	43,215	-1.8	23,246
2017年	28,068	-0.8	21,214	22.0	6,855

注) 単位は件、千ドル。
出所) 韓国貿易協会。

表 14 韓国への対外直接投資の推移

(単位：百万ドル，%)

	発効前(2010年)		発効前(2011年)		2012年		2013年		発効以降の全期間
	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	
世界	13,071 (13.8)	11,530 (17.6)	13,673 (4.6)	11,668 (1.2)	16,286 (19.1)	13,940 (19.5)	14,548 (-10.7)	11,154 (-20.0)	28,488 (13.0)
米国	1,975 (32.8)	1,935 (71.4)	2,372 (20.1)	1,904 (-1.6)	3,674 (54.9)	3,247 (70.5)	3,525 (-4.1)	1,824 (-43.8)	6,773 (57.3)
比重	15.1	16.8	17.3	16.3	22.6	23.3	24.2	16.3	23.8

注) 発効以降全期間は2012年4月から2013年12月までの投資を意味する。

()は前年同期比の増減率、比重は韓国の対世界直接投資の内での対米国の割合。

出所) 産業通商資源部直接投資統計。

表 15 米国の外国直接投資の推移

(単位：百万ドル，%)

	2010年	2011年	2012年
対世界	3,741,910 (5.0)	4,084,659 (9.2)	4,453,307 (9.0)
対アジア太平洋	570,111 (13.4)	66,174 (6.3)	651,305 (7.4)
対韓国	26,233 (9.6)	30,160 (15.0)	35,125 (16.5)

注) ()は前年同期比増減率。

出所) 米国商務部経済統計局。

績が良好であると評価される(表14)。反面、2013年の韓国への直接投資の特異な点は、4月から12月までの投資誘致が1月から12月の投資誘致の半分の規模になっていることであるが、これは1月から3月までに投資誘致が集中されたことに起因する。

また、米国の対世界、対アジア太平洋への投資の推移を比較すると、韓米FTAの発効以降に米国からの投資誘致の増加は有意なものとみられる。なお、韓米FTAが発効した2012年の対世界と対アジア太平洋地域への投資がそれぞれ9.0%と7.4%増加したのに対し、対韓国投資は16.5%増加した(表15)。

韓米FTA発効以降²¹⁾の韓国への米国の直接投資の増加はすべての産業で明らかになっている。製造業の場合、FTA発効以降の全期間で27.3億ドルの投資を誘致し、前年同期比²²⁾では12.4億ドルの投資誘致が増加した。特に、輸送機器の場合FTA発効以前の対米投資誘致は1万ドル程度であったが、発効後に8億ドルのレベルに大幅に改善されて、FTA発効以降16億ドルに増加した。しかし、電子の投資誘致は2011年4月から12月では5.4億ドルで、FTA発効直後の2012年4月から12月では2.2億ドルとなり、前年同期比で3.2億ドル減少した後2013年4月から12月でも0.3億ドルとなり、前年同期比で1.9億ドル減少した。

サービス業の場合、FTA発効以降²³⁾、35.3億ドルの投資を誘致して、前年同期比²⁴⁾で、7.1億ドル増加した。また、サービス業の内訳では、金融保険業とビジネスサービス業の場合、2012年4月から12月と2013年1月から12月の投資誘致がすべて前年同期比²⁵⁾の増加に伴い、FTA発効以降、それぞれ3.3億ドル(4.4億ドルから7.7億ドル)と3.9億ドル(2.1億ドルから6.0億ドル)増加した。しかし、その他のサービス業での投資誘致はFTA発効直後²⁶⁾に、前年同期比で6.1億ドルから0.6億ドルに減少し、FTAの発効以降は5.5億ドル減少した。電気、ガス、水道、建設の場合、FTA発効直後²⁷⁾では5.2億ドルが誘致されて、FTA発効後の投資誘致が大きく増加したことが明らかになったが、これは2012年当該年度のみ

表 16 韓国への米国の産業別直接投資の推移

(単位：百万ドル)

	発効前 (2010年)		発効前 (2011年)		1年目 (2012年)		2年目 (2013年)		発効以降 全期間
	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	
全産業	1,975	1,975	2,372	1,904	3,674	3,247	3,525	1,824	6,773
農林水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	398	398	1,092	783	1,804	1,539	1,187	433	2,726
石油			2	2	11	11	2	2	2
化学	41	41	184	123	170	66	210	210	276
金属	10	10	5	5	201	151	6	5	157
その他の機械	4	3	61	53	45	41	176	176	218
電子	222	216	744	539	225	222	55	26	277
運送機器	13	12	14	13	897	893	734	10	1,626
その他の製造業	108	108	79	46	255	155	4	4	159
サービス業	1,573	1,543	1,275	1,116	1,354	1,192	2,339	1,390	3,530
卸売・小売業	63	53	59	57	228	178	81	75	258
飲食宿泊業	35	31	5	5	7	6	243	243	249
金融保険業	302	300	138	95	382	361	405	262	767
不動産賃貸	771	765	643	635	403	403	1,194	426	1,597
ビジネスサービス業	85	77	132	114	323	237	362	334	599
その他のサービス業	319	316	297	210	11	7	53	50	60
電気・ガス・水道・建設	3	3	5	5	517	517			517

注) 金額は申告企画基準、発効以降全期間は2012年4月～2013年12月の間での投資を意味する。
出所) 産業通商資源部直接投資統計。

の現象である。

なお、産業別の直接投資の場合、輸送機器及び不動産賃貸業のように、特定の期間に投資誘致が大幅に増加する現象がみられた。2013年では不動産賃貸業の投資誘致は1月から3月間に集中している反面、化学、その他の機械及び飲食・宿泊業への投資誘致は4月から12月間に集中している。このような現象は、特定の米国企業が、その期間に大規模に韓国への投資を増加させたことに起因する(表16)。

韓国の対世界と対米国の海外直接投資は、韓米FTA発効以降²⁸⁾、それぞれ432億ドルと73億ドルの投資誘致で、FTA発効以降の投資額が減少している。すなわち、韓国の対米直接投資はFTA発効以降、前年同期比で減少している。また、すべての期間で韓国の対米直接投資の減少率は、対世界投資と比較しても大きい。なお、2011年に韓国の対世界の直接投資が欧州債務危機の深刻化による世界経済の低迷で減少した反面、資源開発投資を中心に、米国への直接投資が大幅に増加した。

韓米FTA発効以降(2012年4月～2013年12月)の韓国の対米国の外国直接投資の減少は、サービス業への投資の減少に起因する。農林水産業の場合、FTA発効以降の投資は、前年同期(2010年4月～2011年12月の22.5億ドル)比で、3.6億ドル増加したが、2011年以降のすべての分析期間では、前年同期比で、投資は減少した。反面、製造業の場合、2013年を除く、すべての分析期間で、前年同期比で、投資は増加した。電子産業の場合、韓米FTA発効直後の2012年4月から12月までに、投資が、前年同期比で、2.0億ドルから5.7億ドルに3.7億ドル増加したのに伴い、2013年1月から12月の投資が、前年同期比で6.0億ドルから1.5億ドルに4.5億ドル減少したにもかかわらず、FTA発効以降(2012年4月～2013年12月)では、7.1億ドルになり、前年同期(2010年4月～2012年12月の3.6億ドル)比で、投資は3.5億ド

表 17 韓国の海外直接投資の推移

(単位: 百万ドル, %: 投資金額基準)

	2010年		2011年		2012年		2013年		発効以降 の全期間
	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	
対世界	24,594 (20.0)	21,235 (23.0)	27,768 (12.9)	21,426 (0.9)	25,370 (-8.6)	19,104 (-10.8)	24,145 (-4.8)	18,489 (-3.2)	43,249 (-11.7)
対米国	3,403 (-4.8)	2,854 (18.0)	5,983 (75.8)	4,773 (67.2)	4,773 (-26.0)	3,890 (-18.5)	3,428 (-22.5)	2,341 (-39.8)	7,318 (-17.2)
比重	13.8	13.4	21.5	22.3	17.4	20.4	14.2	12.7	16.9

注) 発効以降の全期間は2012年4月～2013年12月までの投資を表す。増減率は2010年4月～2011年12月までの比較。

()は前年同期比増減率, 比重は韓国の対世界直接投資の内で米国が占めている割合。

出所) 韓国輸出入銀行海外経済研究所海外投資統計。

表 18 韓国の対米産業別海外直接投資の推移

(単位: 百万ドル: 投資金額基準)

	2010年		2011年		2012年		発効1年目		発効以降 の全期間
	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	1～12月	4～12月	
全産業	3,403	2,854	5,983	4,773	4,425	3,890	3,428	2,341	7,318
農林水産業	138	137	2,115	1,925	1,983	1,617	995	637	2,611
製造業	370	253	530	411	831	741	455	368	1,196
繊維	7	6	9	8	12	9	29	25	39
化学	48	25	53	42	54	44	17	17	61
金属	67	53	51	46	43	38	66	62	104
他機械	19	16	33	30	55	36	24	20	61
電子	121	83	275	199	595	565	147	130	712
運送機器	54	45	42	33	34	26	96	54	122
その他の製造業	55	24	67	54	38	23	75	60	98
サービス業	2,732	2,329	3,245	2,363	1,550	1,481	1,872	1,236	3,354
卸小売業	420	387	1,421	670	401	376	657	414	1,033
運送・飲食宿泊業	62	43	93	71	98	92	50	43	141
金融保険業	1,603	1,584	1,195	1,145	417	416	205	89	621
不動産業	92	46	30	29	21	17	358	320	375
ビジネスサービス業	262	44	343	323	466	456	460	278	916
その他のサービス業	293	225	163	125	146	126	142	91	267
電気・ガス・水道・建築	163	136	93	74	62	51	106	99	157

注) 発効以降の全期間は2012年4月～2013年12月までの投資を意味する。

出所) 韓国輸出入銀行海外経済研究所海外投資統計 (<http://keri.koreaexim.go.kr/>)。

ル増加した。また、サービス業の場合、FTA発効前の30億ドル程度が米国に投資されたが、発効直後の2012年4月から12月の投資が1.5億ドルになり、前年同期(2011年4月から12月の2.4億ドル)比で、0.9億ドルの減少になり、FTA発効以降の期間(2012年4月～2013年12月)では、3.4億ドルになり、前年同期(2010年4月～2012年12月の5.6億ドル)比で2.2億ドル減少した(表18)。

表 19 韓米両国の投資動向

(単位：億ドル，%)

年度		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累積
対米投資	金額	39.8	50.7	166.1	70.1	59.4	94.4	107.8	180.0	1,091.5
	順位	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	比率	12.8	14.8	36.3	17.7	16.7	26.8	26.7	37.1	22.1
対韓投資	金額	14.9	19.7	23.7	36.7	35.3	36.1	54.8	38.8	663.0
	順位	4	3	1	2	1	1	1	1	1
	比率	12.9	15.1	17.3	22.6	24.2	190	26.2	18.2	23.7

注) 対米(韓国→米国), 対韓(米国→韓国), 順位は投資申告の金額基準。
出所) 韓国輸出銀行。

以下では韓米FTA発効以降の全期間(2012年～2016年)にかけての直接投資を分析してみる。韓国の対米投資は511.8億ドルで、米国の投資201.6億ドルを大きく上回って、両国間の投資規模は拡大傾向である。

米国は、韓国の第1位の投資対象国で、2016年には180億ドルを投資し、過去最大を記録している。同年、米国の卸売・小売業、保険業等のサービス分野への大規模な投資が行われ、対米投資が急増した。米国は、対韓外国人直接投資1位国であり、韓米FTA発効以降、総投資流入額で米国が占める割合が拡大した(表19)。

業種別では、両国すべてサービス分野への投資が拡大している。韓米FTA発効以降、韓国の対米投資はサービス業、製造業の順位に、2016年はサービス業への投資が拡大している。米国の対韓投資は、韓米FTA発効初期には製造業の割合が大きく拡大したが、最近ITサービスへの投資が大きく拡大し、サービス業の割合が増加している。

おわりに

本稿では、韓米FTA発効以降の貿易と直接投資の動向に焦点を絞って検討した。

2012年3月15日に発効した韓米FTAが今年で発効5年目を迎えたが、発効以降の世界貿易の不振、原油価格の下落等、厳しい対外環境の中でも韓米両国の貿易は増加している。韓米FTA発効以降の貿易動向を分析した結果、過去5年間、世界貿易が年平均2.0%の減少、韓国の対世界貿易が年平均3.5%減少したのに対し、対米貿易は年平均1.7%増加している。

また、両国間の貿易の増加に支えられ、韓米両国の輸入が大幅に上昇した。韓国の対米輸入は発効前の2.57%から2016年に3.19%に上昇(0.62)し、米国の対韓輸入も同期間、8.50%から10.64%に上昇(2.14%)した。特に、米国の対韓市場占有率は2006年以来、10年ぶりに最大値を記録し、韓米FTAが両国の相手国の市場占有率を上昇させることに大きく寄与したと評価される。

貿易収支の動向をみると、商品の分野で韓国の対米黒字は2016年に116.1億ドル(2011年対比)増加した。一方、サービス分野では、2015年までは31.2億ドル(2011年対比)の赤字が増加した。したがって、2015年を基準に韓国の対米貿易収支は、韓国が258.1億ドルという黒字を記録したが、サービス分野では140.9億ドルという赤字で、これを合算した総貿易収支は117.2億ドルになっている。投資の面では、5年間、韓国の対米投資が511.8億ドルを記録し、米国の対韓投資額(201.6億ドル)に比べて310.2億ドルを超過した中で、米国内の韓国企業の雇用も発効前に比べ増加している(3万6,200人～4万7,000人)。

韓国の対米輸出は景気回復に伴う米国の需要拡大等で、FTA 恩恵品目と非恩恵品目がすべて均等に増加した。ただし、発効 5 年目の 2016 年には主要品目である石油価格の下落、乗用車輸出の減少等の影響で、恩恵品目の輸出は減少(-6.0%)している。

対米輸入は乗用車、医薬品、一部の食品等、米国側の主要品目の輸入が持続的に増加している。金額ベースで乗用車は年平均 37.3% 増加し、韓国の輸入市場の占有率が 9.6% (発効前) から 18.1% (2016 年) まで上昇した。なお、医薬品の輸入も年平均 12.9% 増加する成長をみせている。ただし FTA とは無関係な穀物、飼料等割合が高い品目の輸入が減少した結果、総輸入は年平均 0.6% に少々減少している。

韓国の貿易条件の変化では、韓米 FTA による輸出入の増加は、両国間の財の輸出入額の増加に起因した部分が大いといと判断される。反面、韓米 FTA による、米国から韓国への投資誘致は多少改善されているが、2013 年以降減少している。産業別では、製造業では、主に輸送機器、サービス業では、主に卸小売業と不動産業、電気・ガス・水道・建築で直接投資が活性化している。継続的な直接投資の活性化のためには、投資環境の改善と外国からの直接投資が韓国の経済に肯定的に作用するように努めなければならない²⁹⁾。

韓米 FTA 発効以降 5 年目になり、まだ短期的な効果しか検討できないが、韓米 FTA をベースに両国が互恵的な成果を達成したものと評価される。今後も FTA 活用の向上と相互投資の拡大を通じて、両国間の貿易の拡大に進むべきである。

韓米 FTA を発効した韓国を、TPP の日本に置きかえて、単純に比較していいのかという問題もあるが、韓国はアメリカとの交渉で結果的にはそれほど大きな、経済社会がダメージを受けるような条項は盛り込まれなかったとも言える。これから時間の経過とともに、韓米 FTA の長期的な効果が分析する際に、米国が韓国に譲歩させた部分、韓国が交渉に敗れた部分、逆に韓国が勝ち取った部分が出てくるかもしれない。なお、米国がもっと押したかったところをかなりこらえた部分も、一方的な不平等条約ということは言えないかもしれない。

TPP や TTIP 等の巨大 FTA が国際通商秩序の変化の主要な要因となっており、新たな通商規範に対して、諸外国に先行して対応し、機会として活用するためにも、韓米 FTA の履行により生ずる、懸念される副作用を未然に防止するための制度上での処置と対策が必要であると考えられる。

注

- 1) 2001 年 11 月に開催された WTO のドーハ・ラウンド(多角的貿易交渉)は、2008 年妥結寸前まで至りながら、先進国と途上国の主張の隔たりを解消できず、2011 年末に、近い将来の妥結を断念し、失速状態が続いている。なお、2015 年 12 月にケニアのナイロビで第 10 回閣僚会議を開催したが、ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非を含む今後の WTO 交渉のあり方をめぐり、先進国と途上国の間の溝を埋めることができなかった。(馬田啓一「オバマの通商戦略に死角はないか：WTO とメガ FTA への対応」『国際貿易と投資』, No.94, 2013 年, 72-73 ページ)。
- 2) 李兌賢「韓国エレクトロニクス業界を事例にした韓米 FTA の影響」第 61 巻第 2 号『商経学叢』近畿大学商経学会, 2015 年, 128 ページ, <http://jetro.go.jp/jfile/report>。
- 3) FTA がもたらす動的な資本蓄積効果(Capital Accumulation Effect)。
- 4) 韓国経済対外政策ホームページ(<http://www.keri.org/web/www/search>)。
- 5) セーフガードとは、特定品目での輸入の急増が国内産業に莫大な被害を与えていることが認められた場合に、被害を回避するための関税の賦課または輸入数量の制限を行うものである(<http://www.meti.go.jp/policy/external>)。
- 6) Cheong, I. J. Cho and K. Park. 2007. Korea-U.S. FTA handbook for businessmen. Seoul: Korea International Trade Association.
- 7) 追加交渉の結果、両国の乗用車の関税撤廃時期が 5 年目以降へ延長される等の変更が行われ、韓国に輸入される米国製自動車(乗用車を除く)の安全基準についても製造会社に年間 2 万 5 千台まで、米国の基準を満たすものは韓国の基準を満たすと認定することになった(李兌賢「韓米 FTA をめぐる動向と論点」『商学論究』, 第 13 巻第 1 号, 8-12 ページ)。

Mar. 2018

FTA 履行による輸出入と直接投資の動向分析

- 8) 韓国の対米輸出：2010年(498.2億ドル)→2011年(562.1億ドル)→2012年(585.3億ドル)。
- 9) 韓国の対米輸入：2010年(404.0億ドル)→2011年(445.7億ドル)→2012年(434.4億ドル)。同期間対世界輸入も1.7%減少し、全体的な輸入需要減少が対米輸入減少の主な原因となっている。
- 10) 李兌賢「韓米FTA発効後のウォン高の影響による韓国メーカーの輸出動向」『リサーチペーパー』ISSN 2186-7577, 日本貿易学会, 2013, 5ページ。
- 11) (2) 同上論文, 134-137。
- 12) HSK(韓国関税率：Harmonized System of Korea)10単位：世界税関機構(WCO)が定めたHS6単位コード品目分類体系に基づいて、米国の関税・統計の作成等を目的で品目を10単位コードに細分化したもの(なお、米国はHS10単位、EUはHS8単位)。
- 13) 韓国貿易協会ホームページ。
- 14) 経済産業省通商政策局「投資協定の概要と日本の取り組み」2012年。
- 15) 各国は、自国の投資家とその投資財産を投資受入国において差別的扱いや取用(国有化も含む)等から保護するため、1950年代末から二国間投資協定(BIT)を締結してきた。海外直接投資の拡大等を受けて、1990年代に飛躍的に増加し、2012年末現在でその数は2,857に達している(経済産業省通商政策局「不正貿易報告書」665ページ)。
- 16) 「日中韓投資協定の概要とFTA交渉に向けた課題」『立法と調査』No.340。
- 17) 藤田昌久他『グローバル化と国際経済戦略』日本評論社, 2011年, 114-115ページ。
- 18) 最恵国待遇は、「いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての解明国に対して与えなければならない」という原則である。
- 19) 内国民待遇は、「輸入品に適用される待遇は、国境措置である関税を除き、同種の国内産品に対するものと差別的になってはいけない」という原則である。
- 20) 国連貿易開発会議(UNCTAD)のFDIデータベース(<http://unctadstat.unctad.org/ReportFolders/reportFolders.aspx>)、米国商務部経済統計局(<http://www.bea.gov/index.htm>)、韓国産業通商資源部外国人投資統計(<http://www.mike.go.kr/motie/in/it/investstats/investstats.jsp>)、韓国輸出入銀行海外経済研究所海外投資統計(<http://keri.koreaexim.go.kr/>)。
- 21) 2012年4月～2013年12月。
- 22) 2011年4月～2012年12月の14.9億ドル。
- 23) 2012年4月～2013年12月。
- 24) 2010年4月～2011年12月の28.2億ドル。
- 25) 2010年4月～12月と、2011年1月～12月。
- 26) 2012年4月～12月。
- 27) 2012年4月～12月。
- 28) 2012年4月～2013年12月。
- 29) 「한미 FTA 5주년 평가와 시사점」『Institute For International Trade』ISSN2093-3118, 2018年, 2-11ページ。

参考文献

- 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純『TPP交渉の論点と日本』文眞堂, 2014年。
- 李兌賢「東アジアにおける地域主義と韓国のFTA推進政策」『商学論究』13巻1号, 近畿大学商経学会, 2011年。
- 李兌賢「韓米FTAをめぐる動向と論点：投資家対国家の紛争解決条項とサービス貿易のネガティブ方式を中心に」『商学論究』14巻2号, 近畿大学商経学会, 2013年。
- 李兌賢「韓米FTA発効後のウォン高の影響による韓国メーカーの輸出動向」『日本貿易学会リサーチペーパー』第3号, ISSN 2186-7577, 2013年。
- 李兌賢「韓EU FTAの貿易動向と投資分析」『商経学叢』第61巻第1号, 近畿大学商経学会, 2013年。
- 李兌賢「韓国エレクトロニクス業界を事例にした韓米FTAの影響」『商経学叢』第61巻第2号『商経学叢』近畿大学商経学会, 2015年。
- 馬田啓一「オバマの通商戦略に死角はないか：WTOとメガFTAへの対応」『国際貿易と投資』No.94, 2013年。
- 奥田聡「韓国のFTA：10年の歩みと第三国への影響」アジア経済研究所, 2010年。
- 加地良太日「中韓投資協定の概要とFTA交渉に向けた課題」『立法と調査』No.340, 2013年。
- 経済産業省通商政策局「不正貿易報告書」2014～2016年。
- 黒岩郁雄『東アジア統合の経済学』日本評論社, 2014年。
- 高安雄一『TPPの正しい議論にかかせない米韓FTAの真実』学文社, 2012年。

- 藤田昌久・若杉隆平『グローバル化と国際経済戦略』日本評論社, 2011年。
山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会『アジア太平洋の新通商秩序』勁草書房, 2013年。
石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純『メガFTAと世界経済秩序』勁草書房, 2016年。
Adams, R., P. Dee, J. Gali and G. McGuire., The Trade and Investment Effects of Preferential Trading Arrangements. Old and New Evidence., *Australian Productivity Commission Staff Working Paper*, Canberra, May. 2003.
Blomastrom, M. and A. Kokko., *Regional Integration and Foreign Direct Investment*, Working paper Series in Economics and Finance No.172, Stockholm School of Economics, May.1997.
Bezemer, D. and D.W. te Velde., *Regional Integration and Foreign Direct Investment in Developing Countries*, July. 2004.
Chaney・Thomas, “Distorted Gravity: The Intensive and Extensive Margins of International Trade.”, *American Economic Review*, 98 (4) :1707-1721, 2008.
Cheong, I. J. Cho and K. Park. Korea-U.S. FTA handbook for businessmen. Seoul Korea International Trade Association, 2007.
Duade, C., E. Stein and E. Levy Yeyati., *The FTAA and the Location of FDI*, Research Department Working Paper, No.492, Inter-American Development Bank, Washington, DC, July. 2003.
Krist, B, “Obama Needs Authority to Negotiate Trade Agreements” America’ Trade Policy, October 22, 2013.
KimJeongdok「국제통상환경의 변화와 한미 FTA 서비스・투자협정」
『KERI Insight』14-2, 韓国経済研究院, 2014年(邦訳: 国際通商環境の変化と韓米FTAのサービス・投資協定)。
「한미 FTA 5주년 평가와 시사점」『Institute For International Trade』ISSN2093-3118, 韓国貿易研究院, 2017年(邦訳: 韓米FTAの5周年評価と示唆)。

国連貿易開発会議 (UNCTAD) FDI統計データベース:

<http://unctadstat.unctad.org/ReportFolders/reportFolders.aspx>.

大韓貿易投資振興社 (Kotra: Korea trade-International Economic Policy):

<http://www.kotra.or.kr>.

対外経済政策研究院 (Korea Institute for International Economic Policy):

<http://dssbb.imf.org>.

外務省ホームページ「WTO新ラウンドに関する現状説明」:

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/two/2.html/>

外務省ホームページ「経済連携協定・自由貿易協定」:

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>

(2017年11月24日掲載決定)